

ODA 大綱見直しに関する NGO の論点整理

2014 年 5 月 27 日

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター

日本を拠点として活動する国際協力 NGO として、日本の国際協力の量的な拡大と質的な向上を実現するために、また日本の政府開発援助（ODA）が日本国憲法に示された平和主義の原則を実現する手段となることを願いつつ、これまでに NGO が発表した提言を総合し、以下のように論点整理を行います。

— 目次 —

1. 大綱の理念および目的について

- (1) 国際的な開発目標との整合性を
- (2) 格差の是正を開発の主要課題に

2. 大綱の基本方針および重点課題について

- (1) ODA は相手国の市民と政府の主体性を反映すべき
- (2) 周縁化されやすい人々への適切な取り組みを
- (3) 持続可能な開発と平和の維持・構築のために「自然環境との共生」を

3. 援助実施の原則について

- (1) 現行の四原則を重視すること
- (2) 武装した軍と非武装の軍を区別する必要性について
- (3) ジェンダー平等の達成について

4. 援助政策の立案実施について

- (1) ODA に関与するアクターを増やし、多面的な関係の構築を
- (2) 援助効果や評価の公開について、より徹底した措置を

5. ODA 大綱見直しのプロセスについて

- (1) ODA 大綱改定タスクフォースの設置を
- (2) 骨子・案文の各段階での公開と意見交換を
- (3) 応答性のある公聴会・パブリックコメントの実施を

6. その他の論点

【環境】

【特定地域への支援（アフリカなど）】

【開発教育】

1. 大綱の理念および目的について

ODA については、途上国の開発と貧困・格差の解消に最大限の効果をあげるものとすべく、国内外で検討が積み重ねられ、政策に反映されてきました。2000 年以降においては、援助の量や効果に関する国際的な検討プロセスの中で、短期的な国益追求や外交ツールとしての援助のあり方を改革し、途上国のオーナーシップの下で、全ての関係者が協働し、開発政策とその過程の民主的オーナーシップを深化させ、開発効果を上げていくことが追求されてきました。ODA 大綱の改定において、これらの政策の積み重ねを反映してください。

(1) 国際的な開発目標との整合性を

「ミレニアム開発目標」(MDGs)の達成期限(2015 年末)が迫る中、これを引き継ぐ新たな国際目標として「ポスト 2015 年開発アジェンダ」が国連などの場で議論されています。日本政府は国連加盟国の一員として、この新たな開発目標と ODA 大綱の見直しに整合性を果たせる必要があります。また、日本政府が批准する国連の諸条約にも基づく必要があります。

新たな開発目標と大綱においては、「貧困の削減」を第一の目的とし、過去の経済成長プロセスの多くが格差の拡大と環境破壊を伴ってきたという反省のもと、「成長ありき」ではなく、経済発展の「包摂性」と「持続可能性」を高めることを焦点にすべきです。

(2) 格差の是正を開発の主要課題に

ODA の第一義的な目的は、ODA 供与先の途上国の開発と貧困・格差の解消です。日本を含む援助国自身の経済成長や民間セクターの便益は、ODA による途上国の開発の結果として得られるべきものであり、ODA の直接的な目的とするべきではありません。この点を、ODA 大綱の見直しにおいて明確にしてください。

経済格差やジェンダー格差を始め、現在、様々な格差の下に置かれている人びとにとって、格差を是正し公平な社会を実現することは喫緊の課題です。あらゆる人々が多様なレベルでの意思決定に参加し、その潜在力を発揮できるようになることが必要です。ODA の目的に「途上国を含む世界のすべての人びとが等しく尊厳をもって生き、人権・平和・繁栄を享受できる、格差の少ない衡平な社会を構築すること」を含めるべきです。

また、ODA 大綱見直しの重要な課題の一つとして、「民間資金」の位置づけの見直しが行われています。しかし、格差の是正と公平な社会の実現という観点からは、開発資金としての民間資金の適性を検証する必要があります。一般に民間資金は、低所得国より中所得国、最貧層より中間層に向かう傾向があり、格差の是正にはマイナスに働く可能性があります。また、教育、保健、福祉、水・衛生など基本的な社会サービスへの民間部門の参入については、参入する企業側に社会・環境・人権配慮のガイドラインの順守を徹底しなければ、格差の拡大や、最貧層のサービスからの疎外を招きかねません。公的資金である ODA は、透明性と説明責任を果たす形で社会サービスの強化に用いられることで、格差の是正と開発効果の拡大に貢献できます。開発資金の拡大には、多国籍企業による租税回避や開発を巡る贈収賄などを防ぐことも重要です。ODA は、このために必要な税務・労働行政な

どの制度強化や適切な予算配分の促進を積極的に支えることができます。

2. 大綱の基本方針および重点課題について

これまで ODA 大綱に掲げられてきた「人間の安全保障」の考え方を尊重するとともに、日本の国際協力が持つ力を高めるために、新たに以下の点に留意すべきです。

(1) ODA は相手国の市民と政府の主体性を反映すべき

「援助効果向上に関するハイレベル・フォーラム」や「効果的な開発協力のためのグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」など、開発協力に関する国際的なルール形成の過程においては、相手国の市民および政府の主体性を尊重することが確認されてきました。これまでの議論を踏まえ、新たな大綱には「相手国のオーナーシップ、および開発政策における相手国の市民及び政府の主体性を尊重すること」を明記すべきです。

(2) 周縁化されやすい人々への適切な取り組みを

障害者や少数民族、難民、性的少数者など、開発の過程において周縁化されやすい人々が、他の人々と等しく開発に参加できるよう、基本方針の見直しにおいて適切な取り組みを行うべきです。新たな大綱にこうした取り組みの必要性が明記されなければ、国際協力に関する政策全体の後退と捉えられてしまいます。

(3) 持続可能な開発と平和の維持・構築のために「自然環境との共生」を

環境を犠牲にした開発を推進することは、持続可能でないばかりでなく、資源を巡る紛争を引き起こす可能性も指摘されています。新たな大綱のもとでの国際協力は、持続可能な開発および平和の維持・構築のためには「自然環境との共生」が必要不可欠である、という認識に立つべきです。

3. 援助実施の原則について

(1) 現行の四原則を重視すること

現大綱の ODA 四原則は、ODA の軍事的用途および国際紛争助長への使用の回避を明記しています。ODA は軍事的利益や短期的な外交的利益に従属するものであってはなりません。昨今、世界各地でみられるナショナリズムの高まりのなかで、この四原則はますます重要性を増しています。今般の ODA 大綱の改定においても、現行の ODA 四原則を維持し、非軍事的手段で世界の平和と繁栄を希求する立場を堅持してください。これらを今後も尊重し、かつより厳密に適用していくことが重要です。

(2) 武装した軍と非武装の軍を区別する必要性について

東日本大震災やフィリピンの台風被災者支援でみられたように、大規模自然災害における NGO と自衛隊との連携は、互いの専門性を活かした有効な救援活動を実施することが期待されます。一方で、国連平和維持活動（PKO）と ODA の協調といった提案がなされていますが、紛争地域における武装した軍による救援活動は、対立する武装勢力から一方の側に加担する行為と見なされる危険性があり、慎重であるべきです。非武装で中立を原則とする NGO にとっては、武装勢力間の対立に巻き込まれる懸案があります。日本の長期的多面的国益を尊重するためにも、ODA は非軍事的な貢献に留めるべきであると考えます。

(3) ジェンダー平等の達成について

今日国際社会が抱える課題の一つは、ジェンダー平等の達成と女性のエンパワーメントです。2014年4月にナイジェリアで200名以上もの女子学生が誘拐された事件は、未だ世界では、女性を紛争の道具とし女性に対する暴力が後を絶たないことを示しています。このような事態を放置して開発援助を行うことはできません。

新 ODA 大綱では、「女性に対する暴力根絶、女性の能力開発、あらゆる場面における女性の参画の実施、ジェンダー平等の達成」を援助実施の原則とすべきです。

4. 援助政策の立案実施について

(1) ODA に関与するアクターを増やし、多面的な関係の構築を

途上国の開発と貧困・格差の解消のためには、相手国政府、他の援助ドナー、相手国の市民社会・NGO などとの多面的な関係の構築と協働が必要です。日本の開発協力を一層効果的にするために、協働するセクターの多様化に真摯に取り組むべきです。特に、ジェンダー主流化と女性のエンパワーメントに関わる資源を確保するとともに、国内の市民社会等の人材を育成し、活用すべきです。

(2) 援助効果や評価の公開について、より徹底した措置を

現行の援助スキーム別の予算編成では、対象国の開発や対象課題の克服に対して効果的な戦略を作りやすく、また、一般の人々にとっても、援助の目的や期待される効果が分かりにくいいため、対象分野や国ごとの編成に改め、目指す成果についての目標設定と進捗に関する説明責任を向上させるべきです。

現行の ODA 大綱でも触れられている通り、ODA の援助効果や評価の公開をさらに充実させるとともに、効果や評価の高い活動に対する ODA 資金の配分を増やすべきです。直近の世論調査などを見ても、一般市民の多くは、ODA を貧困層や周縁化された人々に直接届く分野に重点化することを求めており、これは、貧困の解消にとっては間接的な方法である経済インフラ支援が ODA のおよそ半分を占めている現状と大きな隔たりがあります。大綱の見直しに当たっては、こうした一般市民の期待とのギャップを埋めることが必要です。

5. ODA 大綱見直しのプロセスについて

ODA 大綱は、多くの市民・関係者が注目する ODA の根本部分を提示する方針文書であり、前回の ODA 大綱改定時の前例に倣ったプロセスの担保は、政策への信任上、不可欠です。また、多くの市民の支持や、関係者の協力を得て ODA を実施する上で、むしろ改定プロセスでしっかり時間と手間を掛けて意見・ニーズを聞き、反映させておくことで、大綱改定後のよりよい協力関係が可能となると考えます。こうした観点から ODA 大綱改定のプロセスについて以下 3 点を要望します。

(1) ODA 大綱改定タスクフォースの設置を

前回の改定時には「ODA 総合戦略会議」内に担当タスクフォースが設置され、重要な役割を果たしました。今回の ODA 大綱改定でも、骨子・案文の作成を、外務省とともに、関係セクターの識見ある者の参加による「タスクフォース」によって行なってください。また、このタスクフォースが改定プロセスのマネジメントや、関係セクター等との意見交換のコーディネートも実施するのが望ましいと考えます。

(2) 骨子・案文の各段階での公開と意見交換を

ODA 大綱改定の骨子・案文は、段階ごとに公開し、関係セクターおよび NGO など市民社会との意見交換を実施し、そこで出された意見が改定プロセスに反映されるよう配慮してください。この点について、NGO は外務省との定期協議会の実績を踏まえた協力が可能です。意見交換は、東京のみならず、地方での開催も検討してください。

(3) 応答性のある公聴会・パブリックコメントの実施を

今回の ODA 大綱最終案に対する公聴会の開催およびパブリックコメントを実施し、そこで出された意見、政府・外務省の回答、採用の可否について、一覧を図表化・文書化し、後日、外務省ホームページ等で公開してください。前回は ODA 大綱改定時に NGO は政府公聴会の実施・コーディネートを担当した経験があり、この点でも協力が可能です。公聴会は、東京のみならず、地方での開催も検討してください。

6. その他の論点

【環境】

※コンサベーション・インターナショナル・ジャパンの日比さんに追記依頼。

【特定地域への支援（アフリカなど）】

※アフリカ日本協議会の稲場さんに追記依頼。

【開発教育】

(1) 開発教育の理念・目的を歪曲しないこと

開発教育は、「国連ミレニアム開発目標 (MDGs)」でも強調されている貧困問題をはじめ、環境や人権、格差、平和や文化などに関わる地球規模の諸問題の様相を知り、その解決に向けた取り組みに参加する力を養うことを通して、共に生きることのできる公正で持続可能な地球社会の実現を目指す教育活動です。

今般の「ODA 大綱」見直しの議論が、「人間の安全保障」を脅かす大きな要因である貧困問題の解決を一番の目的とせず、経済成長や軍事的手段を通じた国家の安全保障を最優先するのであれば、それは、開発教育の理念や目的から大きく逸脱することを意味します。

私たちは、新「大綱」が貧困問題の解決を最優先の目的とすること、さらに、新「大綱」に引き続き開発教育が盛り込まれる場合には、開発教育本来の理念や目的を歪曲しないことを求めます。

(2) 開発教育と ODA 広報を峻別すること

開発教育は、過去に「ODA 広報」の一環として、実施されてきた経緯があります。それが 2003 年に改訂された現「大綱」の「国民参加の拡大」では、「ODA 広報」とは切り離されて、「開発問題に関する教育」として位置づけられることとなりました。

国際協力を支援し、その担い手となる市民・国民を育てていくためには、一人ひとりが世界の一体性や相互依存性を理解し、国際協力の課題や必要性を考える機会が広く提供されることこそ重要です。

新「大綱」においても、こうした開発教育と ODA の宣伝・広報の役割とを峻別し、開発教育を「ODA 広報」の手段としては実施しないことを求めます。

(3) 情報公開に基づいた市民・国民参加を保障すること

上記の通り、開発教育の目的は、市民・国民の一人ひとりが地球規模の諸問題の解決に積極的に参加していくことです。つまり、日本政府として開発教育を促進していくのであれば、ODA や NGO 活動などの国際協力に、より多くの市民・国民が「参加」していくことのできる機会を保障する必要があります。そして、その「参加」には、ODA 政策の企画・立案、事業の実施や評価に際して、有権者や納税者である市民・国民に情報が広く公開された上で、意見を表明し、議論し、関係機関等と協働していくことも含まれます。

新「大綱」では、現「大綱」でも強調されている「国民参加の拡大」が情報公開に基づいた上で実現され、市民・国民が、日本の国際協力に真の意味で「参加」できるよう、参加の機会が保障されることを求めます。

以上

【参考資料】

1. 平成 26 年度政府開発援助大綱改定に向けた要望書
(DPI インターナショナル日本会議、2014 年 4 月 7 日発表)
2. 途上国の開発と貧困・格差の解消に非軍事的手段で貢献する ODA を
(ODA 大綱を考える NGO 有志、2014 年 4 月 12 日発表、80 団体賛同)
3. ODA 大綱改定プロセスの公開・参加・透明性を求める意見書
(関西 NGO 協議会、2014 年 4 月 16 日発表)
4. 日本の国際協力の拡大と向上に向けた ODA 大綱見直しへの提言
(ODA 大綱を考える NGO 有志、2014 年 5 月 8 日発表、31 団体賛同)
5. ODA 大綱 4 原則における「非軍事主義」理念の堅持を求める市民声明
(ODA 改革ネットワークなど 6 団体、2014 年 4 月 21 日発表)
6. ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会第 3 会合に向けて ジェンダー視点からの提言
(JAWW 日本女性監視機構、2014 年 5 月 13 日発表、14 団体・個人 22 名賛同)
7. 「ODA 大綱」の見直しにおける「開発教育」に関する要望書
(開発教育協会、2014 年 5 月 21 日発表、21 団体賛同)

【本件に関する問い合わせ先】

特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター 調査提言グループ (担当: 堀内、山口)
TEL : 03-5292-2911 / FAX : 03-5292-2912 / E-MAIL : advocacy@janic.org

ODA 大綱見直しに対する名古屋 NGO センター声明

岸田外務大臣の諮問に応じるため本年3月から行われていた「ODA 大綱の見直しに関する有識者懇談会」が終了し、去る6月26日(木)、外務大臣に対して「ODA 大綱の見直しに関する有識者懇談会報告書」(以下、報告書)を提出しました。本来なら、現 ODA 大綱の内容と具体的な ODA 事業の実績とを比較考量し、現大綱の利点と問題点について分析と評価をしたうえで、新たな大綱のあり方を議論すべきでした。しかし、同懇談会に国際協力/開発協力の現場を熟知した委員は少数しかおらず、しかも、全4回という時間的制約の中で、具体的事例に基づいた議論は十分ではありませんでした。

報告書に示された方向が国際社会で共有されている国際協力/開発協力の価値観に照らして妥当かどうか、慎重に検討されなければなりません。

私たちは、将来世代の生存と福祉を損なうことのない社会発展こそが貧困と格差のない世界の実現に近づく道であるとの認識に基づき、新大綱策定にあたって、次の諸点を踏まえるべきと考えます。

1. 「ODA 四原則」の規範性を維持し、その実効性と有効性を活かすべき

報告書は現大綱の構成を大幅に改編する提案を行っています。その一つが現大綱の「ODA 四原則」の解体再編です。

現大綱の ODA 四原則とは「環境と開発の両立」「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」「軍事支出、大量破壊兵器等の開発、武器の輸出等の動向に注意」「民主化の促進、基本的人権・自由の保障状況の動向に注意」です。これらは日本の援助によって住民被害や人権侵害、環境破壊が生じないように、策定段階から実施段階までの援助の全プロセスを縛る規範として働く機能を有しています。報告書はこれをバラバラに解体し、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」を「基本方針」に移し、他の3つの原則は文言を変え、新たな項目を追加し、「ODA 実施上の配慮事項」として扱うよう記しています。「原則」から「基本方針」「配慮事項」への事実上の格下げと言えます。

「ODA 四原則」に示されている規範性を現在優勢な援助潮流の言葉に翻訳すると、「持続可能な開発」「非軍事主義」「基本的人権の尊重」という言葉で表すことができます。「ODA 四原則」は時代を経た今も援助の中心に置くべき規範力を有しています。「ODA 四原則」の規範性を維持し、「持続可能な開発」「非軍事主義」「基本的人権の尊重」を新大綱の中心理念として位置づけ、「ODA 四原則」の実効性と有効性を活かすべきです。

2. 非軍事主義の原則に徹すべき

報告書は「基本方針」において、上記「ODA 四原則」の「非軍事主義の原則」を踏襲し、「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避には十分注意する」と記しています。しかし即座に「ただし」と続け、軍隊の非戦闘分野での活動(PKO や災害救援、民生目的の活動など)への ODA の使用については「一律に排除すべきでない」と付け加え、非戦闘分野での軍と ODA との連携を行う姿勢を示しています。

どちらに重点があるのか不分明な曖昧性は、明確な歯止めがない限り、権力バランスの動向に支配されやすく、アカウントビリティの欠如をもたらし、援助の効果を損なう要因となる恐れがあります。紛争や災害の後、生活基盤の破壊や心理的安心感の欠如等によって秩序が不安定化

している地域で、軍と連携して行う ODA は地域秩序の一層の不安定化と紛争発生の一因となる恐れがあります。また、領有権問題を抱える地域においては、非軍事的用途のために供与された機材が軍事目的に転用される可能性を排除できません。

「非軍事主義の原則」を依拠すべき最上位の規範として明確化し、ODA 全体の羅針盤となるよう明記すべきです。その意味から、「ODA 四原則」の規範性の維持は不可欠です。

3. より高次の、より普遍的な「平和」の追求を

報告書は、日本は「平和国家」として貢献する責務があると記しています。「平和は発展の前提条件」との考え方を示し、「平和」の実現を援助の重要な目的の一つと位置付けています。同時に、現政権の国家安全保障戦略に触れ、「積極的平和主義」と ODA との関連に言及しています。

「平和」の解釈と定義は国、地域、民族によって異なります。「平和」の名のもとに意見の異なる人々を敵とみなし、攻撃をしかけ、戦争を起こす例が近現代史においては多く存在します。国家安全保障による「平和」の追求は戦争や紛争を防止する反面、「平和」の解釈を巡って対立の原因にもなるという二律背反があります。

解釈と定義の違いを乗り越え、より高次の、より普遍的な「平和」へ到ることがこれからの国際社会の課題です。そのための議論は国連人権理事会においてすでに始まっています。「平和に対する権利の宣言草案」に関する議論です。同草案では、「すべての人々は平和に対する人権を有する」こと、「国家は平和に対する権利に対して基本的義務を負う」ことが謳われています。

これは、人間一人ひとりが恐怖と欠乏から自由であることを追求する「積極的平和」の理念を基礎とする「人間の安全保障」にも通じる考え方です。

より高次の、より普遍的な「平和」の追求を通じて、「平和国家」としての責務の実現を図るべきです。

4. 貧困削減と格差の解消を最上位の目的に

報告書は、現大綱の「重点課題」において別々の項目として扱われている「貧困削減」と「持続的成長」を、「包摂性」という言葉によって一括りにし、経済成長によって貧困問題を解決する新たな論点を示しています。しかし経済成長と貧困削減とは全く異なるシステムで働く社会機能です。経済成長を追求するグローバル化や自由貿易の進展が富の偏在をもたらし、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるという貧困と格差の拡大をもたらしているのが現実です。

報告書は一方で、「一人ひとりが恐怖と欠乏から逃れ、尊厳をもって生存する権利を享受する人間の安全保障の実現を中核とすべき」とも記しています。「人間の安全保障」は上記「平和に対する権利」の考え方に立ち、より高次の、より普遍的な平和概念の追求を目指しています。一人ひとりの生活向上と自立に着目する考え方を基本に置き、貧困削減と格差の解消を援助の最上位の目的とすべきです。

5. 「持続的成長」から「ポスト成長」に重心を移すべき

報告書は、新しい開発協力の目指す方向として持続可能な開発の重要性を挙げる一方、具体的な議論では持続的な成長によって課題の解決を目指すことを提案しています。しかし、「持続可能な開発」と「持続的成長」とはその意味合いが全く違います。持続可能な開発は現世代の生存と福祉の実現を、将来世代の生存と福祉の実現を損なわないかたちで行う開発のことです。持続的成長とは、援助国から被援助国へ向かう投資が継続し、企業利益が拡大することです。

成長には限界があります。これを見据えることから持続可能な開発の考え方が生まれました。

新しい開発協力の目指す方向においては、成長のみに頼らない持続可能な社会発展によって貧困と格差の問題の解決を目指すべく、「Sustainable Development」の意味を定義し直し、「ポスト成長」の考え方に重心を移すべきです。

6. 市民参加と情報公開をさらに積極的に

現大綱においては「市民（国民）参加」と「情報公開」の重要性が謳われています。報告書にはこれらの課題についての記述がありません。

報告書は多様な主体・資金との連携を拡大する方向を示し、ODA と OOF を含めた非 ODA 開発資金を一体として活用することを謳っています。企業との連携、自衛隊や他国の軍隊との連携へとその中身を拡大し、ODA に関わる主体の多様化を一層進めようとの狙いが背景にあります。新たな ODA の定義は、一部において市民の理解を超える要素を含んでおり、市民感覚から離れた方向へと ODA が拡大することにより、ODA に対する市民・国民の関心が低下し、支持を得ることがさらに困難になる恐れがあります。

「持続可能な開発」「非軍事主義」「基本的人権の尊重」に基づいて貧困削減、格差の解消等の支援策を実施し、その効果を上げるためには、ODA に関する情報を積極的に公開し、市民参加による課題解決の道筋をさらに拡大する必要があります。新大綱においては市民参加と情報公開をより積極的に進める旨を明記すべきです。

以上

2014 年 7 月 15 日

<賛同団体> 全 14 団体、2014 年 7 月 31 日現在

公益財団法人アジア保健研修所 (AHI)
特定非営利活動法人地域国際活動研究センター (CDIC)
GAIA の会
フィリピン情報センター・ナゴヤ
NGO・世界の子どもたちを貧困から守る会
特定非営利活動法人 NIED・国際理解教育センター
認定特定非営利活動法人ソムニード
特定非営利活動法人タランガ・フレンドシップ・グループ
特定非営利活動法人チェルノブイリ救援・中部
国際相互理解を考える会
特定非営利活動法人泉京・垂井
不戦へのネットワーク
一般財団法人名古屋 YWCA
ココアゴラ

問合せ先：特定非営利活動法人 名古屋 NGO センター
〒460-0004 名古屋市中区新栄町 2 丁目 3 番地 YWCA ビル 7 階
TEL&FAX：052-228-8109 E-mail:info@nangoc.org

2014年「ODA大綱見直し」に関する政府・NGOの動き

2014年9月5日現在
作成：(特活)国際協力NGOセンター

時期	政府の動き	NGOの動き	その他の動き
3月	岸田外務大臣、ODA大綱見直しを記述発表	有識者懇談会に大橋正明(JANIC理事長)が参加	
	第1回有識者懇談会 開催		
4月		ODA大綱見直しに関する緊急NGO円卓会議開催 平成26年度 政府開発援助大綱改定に向けた要望書 途上国の開発と貧困・格差の解消に非軍事的手段で貢献するODAを「ODA大綱見直し」に関するNGO共同声明 ODA大綱改定プロセスの公開・参加・透明性を求める意見書	
	第2回有識者懇談会 開催		
	第2回NGO円卓会議 開催		
5月		ODA大綱原則における「非軍事主義」理念の堅持を求める市民声明 日本の国際協力の拡大と向上に向けたODA大綱見直しへの提言 ODA大綱見直しに関する有識者懇談会第3回有識者懇談会に向けて「ジェンダーの視点からの提言」	
			経団連が提言を発表
	第3回有識者懇談会 開催	「ODA大綱」の見直しにおける「開発教育」に関する要望書	
	第3回NGO円卓会議 開催		
	5月27日	「貧困の解消」と「持続可能な開発」に貢献するODAを「ODA大綱見直し」に関するNGOの論点整理	
	5月28日	「ODA大綱見直し」に関するODA政策協議会臨時会合」開催(東京)	
6月	6月1日	ODA大綱見直しに関する意見交換会 開催(関西)	
	6月11日	ODA大綱見直しに関する国会議員勉強会	
	6月13日	第4回有識者懇談会(最終回) 開催	
	6月16日		
	6月25日	「平成26年度第1回NGO-JICA協議会」における報告	
	6月26日	有識者懇談会報告書を外務大臣に提出	
	6月27日	NGO・外務省定期協議会「全体会議」開催	
	6月30日	第5回NGO円卓会議 開催	
7月	7月7日	ODA大綱見直しに関する有識者懇談会 報告書に対するNGO声明	
	7月15日	ODA大綱改定に対する関西NGO協議会声明～ODA大綱見直しに関する有識者懇談会報告書を挙げて～	
	7月15日	「曲がり角」にある政府開発援助～「ODA大綱」見直しをめぐって」開催(東京)	
	7月24日	平成26年度ODA大綱見直しに関する随時分野からの緊急声明	
	8月28日	●今後のアクションプラン検討・スカイプ会議開催	
8月	8月30日	ODA大綱見直しに関する意見交換会 開催(北海道)	
	9月19日	ODA大綱見直しに関する意見交換会 開催(名古屋)	
9月	外務省原案作成 → 各省庁との調整		
	政府原案 完成か？		
10月		●「NGO共同提言書」作成 → 名古屋意見交換会で配布 9月末～10月 円卓会議 開催 (予定) ● 議論サイトなどへの投稿、各団体ウェブサイト・会報誌などへの投稿 10月 円卓会議 開催 (予定)	
		●各地での意見交換会 開催に向けた働きかけ	
11月		11月 円卓会議 開催 (予定) ●パブリック・コメント参加の呼びかけ	
	11月10日	ODA大綱見直しに関する意見交換会 開催(予定(東京))	
	11月22日	ODA大綱見直しに関する意見交換会 開催(「市民センター全国会議2014」、東京)	
12月		12月 円卓会議 開催 (予定)	
	閣議決定		